

I 水質汚濁防止法の改正の概要について(平成23年4月1日施行)

(i) 一部の企業における自主測定データ改ざん等の不適正事案が発生したことにより、ルールが明確化・厳格化されました。(法第14条第1項関係)

～その1【測定項目】～

自主測定の対象項目＝設置届出等(別紙4)に記載した項目

**注) 届出事業者は、お手元の届出書を確認してください。
記載内容が誤っているときは、変更届が必要な場合があります。**

～その2【測定頻度】～

自主測定は、上記対象項目について「1年に1回以上」実施しなければなりません。

※旅館業(温泉利用)の場合、3年に1回以上となる場合もあります。

～その3【記録の保存】～

自主測定した結果の記録については、3年間保存しなければなりません。

～その4【罰則】～

自主測定の結果の未記録、虚偽記録、未保存等の違反者に対しては、30万円以下の罰金が課せられます。

(ii) 汚水の流出事故による水環境の被害拡大防止のため、「事故時の措置」の対象が拡大されました。(法第14条の2関係)

区分	汚水の種類
特定施設	①有害物質を含む水
	②生活環境項目について排水基準超過のおそれのある水
指定施設	有害物質又は指定物質を含む水
貯油施設等	油を含む水

※アンダーラインが今回追加された部分

指定施設：・有害物質を貯蔵若しくは使用する施設
・指定物質を製造、貯蔵、使用若しくは処理する施設

指定物質：水濁法施行令第3条の3に規定されている、全52物質

注) 事故時には応急措置や知事等への届出(報告)が必要です

(iii) 事業者による水質汚濁の防止に関する責務規定が創設されました。
(法第14条の4関係：この条項のみH22.8.10施行)